

令和4年4月20日

報道機関各位

青森県県土整備部
河川砂防課

令和4年度青森県水防協議会の開催について

このことについて、下記のとおり開催いたします。

記

- 1 日 時 令和4年4月28日（木）13時30分から
- 2 会 場 県庁西棟8階大会議室
- 3 次 第 令和4年度青森県水防計画（案）の審議
- 4 参集範囲 水防協議会各委員（別紙のとおり）
庁内関係各課
防災危機管理課、農村整備課、漁港漁場整備課、
監理課、道路課、河川砂防課、港湾空港課
- 5 目 的 水防体制のより一層の強化を図るとともに、洪水等による水害に対する警戒および防御等について機能的に対処するため、水防法第7条の規定により令和4年度水防計画を作成し、その内容を審議することを目的とする。

| 報道機関用提供資料 | |
|--------------|---|
| 担当課及び 担当者 | 県土整備部 河川砂防課 (水防計画) 企画・防災グループ 三橋 GM (事務局) 水政グループ 小野 GM |
| 電話番号 | 企画・防災G 直通 017-734-9662 内6730 水政G 直通 017-734-9661 内6726 |
| 報道監 | 類家 県土整備部次長 |

令和4年度青森県水防協議会出欠簿

令和4年4月18日現在

| 種別 | 関係機関 | 官公職名 | 氏名 | 出欠 | 適用 |
|-------------|------------------|---------------------------|--------|----|--|
| 会長 | | 青森県知事 | 三村 申吾 | 代理 | 県土整備部長 |
| (行政機関) | | | | | |
| 委員 | 国土交通省関係職員 | 東北地方整備局 青森河川国道事務所長 | 山田 拓也 | 出席 | 危機管理局次長 築田 潮 農村整備課 課長代理 虻川 雄介 警備第二課災害対策室長 佐々木 和彦 |
| | 気象 // | 青森地方気象台長 | 岩井 弘樹 | 出席 | |
| | 土木 // | 青森県県土整備部長 | 宮本 健也 | 出席 | |
| | 消防 // | 危機管理局長 | 橋本 恭男 | 代理 | |
| | 農林水産 // | 農林水産部長 | 赤平 次郎 | 代理 | |
| | 警察 // | 警察本部長 | 櫻井 美香 | 代理 | |
| (県議会) | | | | | |
| 委員 | 県議会議員 | 建設委員長 | 谷川 政人 | 欠席 | |
| (水防に関係ある団体) | | | | | |
| 委員 | 自衛隊関係職員 | 陸上自衛隊第9師団長 | 亀山 慎二 | 代理 | 司令部第3部航空運用幹部 柏木 生成 災害対策室長 米塚 謙治 |
| | 通信 // | 東日本電信電話株式会社 青森支店長 | 越智 徹二 | 代理 | |
| | 電力 // | 東北電力株式会社 執行役員青森支店長 | 沼畑 秀樹 | 代理 | 総務広報 副調査役 相内 穰 |
| | 県市長会及び 県町村会代表 | 県市長会会長青森市長 | 小野寺 晃彦 | 欠席 | |
| | 報道関係者 | 日本放送協会青森放送局 放送部副部長(報道) | 田村 寛徳 | 欠席 | |
| | 水害予防関係者 | 青森県幼少年女性防火委員会 女性防火部会長 | 奥田 マサ子 | 出席 | |

「青森県水防協議会」について

1 青森県水防協議会の業務等について

- ・水防法第7条に規定する水防計画の審議
- ・水防法第8条第2項に規定する意見（水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。）となっており、例年4月下旬に開催する水防協議会において、その年度の水防計画を審議していただいております。

2 青森県水防協議会委員の構成について

「水防法第8条第4項及び水防法の施行について」を根拠として、委員を選出させていただいております。

○参考例規等

【水防法（昭和24年6月4日法律第193号）】

（都道府県の水防計画）

第7条 都道府県知事は、水防事務の調整及びその円滑な実施のため、当該都道府県の水防計画を定め、及び毎年当該都道府県の水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

2 都道府県の水防計画は、津波の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

3～4 略

5 都道府県知事は、第一項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県水防協議会（次条第一項に規定する都道府県水防協議会をいい、これを設置しない都道府県にあつては、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第十四条第一項に規定する都道府県防災会議とする。）に諮らなければならない。

（都道府県水防協議会）

第8条 都道府県の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、都道府県に都道府県水防協議会を置くことができる。

2 都道府県水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。

3 都道府県水防協議会は、会長一人及び委員十五人以内で組織する。

4 会長は、都道府県知事をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に関係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから都道府県知事が命じ、又は委嘱する。

5 前各項に定めるものの外、都道府県水防協議会に関し必要な事項は、当該都道府県条例で定める。

【水防法の施行について（昭和24年建設次官通牒）】

第五 府県水防協議会委員は、府県会議員、土木関係職員、通信関係職員、警察関係消防関係職員、地方建設局関係職員、水害予防組合関係者、河川協会等の代表者、水利組合の代表者、気象関係職員、輸送関係者、市町村会長代表、重要な堰堤、水閘門等工作物の管理者等、水防に密接な関係のある官民の知識技術経験を網羅すること。